

答 申 第 8 2 号
令和4年11月1日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和4年7月1日付け青人第218号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

事業場専属の産業医に係る産業医選任報告書についての不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書につき、これを保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 4 年 3 月 12 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月 青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、青森県庁がある事業場（青森市長島一丁目にある事業場）に関し、現在当該事業場で選任している専属の産業医について青森県人事委員会へ提出した産業医選任報告書の表面として、専属又は非専属の選択肢で「専属」を選択して提出したもの（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対し、産業医を選任している人事課、財産管理課及び農村整備課の各課ごとに決定を行うこととし、このうち、人事課分については、「専属の産業医を選任していないため、資料を保有していません。」として不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 4 年 3 月 24 日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 4 年 6 月 3 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第13条第1項では、「事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない」とされている。この「政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより」として、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第13条第1項第3号で「常時千人以上の労働者を使用する事業場（中略）にあつては、その事業場に専属の者を選任すること」とされている。
- (2) 青森県においても、他県の県庁本庁舎の規模から比較して、事業場の規模として、常時使用する労働者数が1,000人を上回るものと確信している。よって、事業者である実施機関は安衛則第13条第1項第3号の規定に基づいて、専属の産業医を選任する責務があり、必ず専属の産業医が選任されているはずである。この場合に、安衛則第13条第1項第1号の規定により「産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること」及び安衛則第13条第2項（安衛則第2条第2項）の規定により「遅滞なく、様式第三号による報告書を（中略）提出しなければならない」とされている。県庁本庁舎では、数年前ないし数十年前から常時千人以上の労働者を使用する事業場であったと思料することから、従前から、専属の産業医が選任されているはずであり、同人を選任した際には、青森県人事委員会への選任報告が提出され、対象文書は必ず存在するはずである。青森県では、青森県立中央病院及び青森県立つくしが丘病院があり、実施機関の裁量で、医師である職員を県庁本庁舎の専属の産業医に選任することは容易であり、専属の産業医を選任しない合理的な事情は認められない。
- (3) 安衛法上の安全衛生管理体制としては、場所ごとに一体的に管理すべきものである。県庁本庁舎の東棟、西棟、南棟及び北棟に入居する知事部局のすべての部課の作業場等をまとめて、一つの「事業場」と捉えるべきであると思料する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

本県知事部局においては、青森県職員安全衛生管理規程第16条第1項により常時50人

以上の職員が勤務する所属所（本庁各課、出先機関等）に産業医を置くこととしており、人事課分室（総務事務センター）は所属職員が50人以上であることから産業医を選任しているが、専属ではないものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書の作成は、事業場に専属の産業医が選任されていることが前提となる。

この点、実施機関によれば、人事課分室（総務事務センター）は所属職員が50人以上であることから産業医を選任しているが、専属ではないとしている。

選任された産業医が事業場専属の産業医ではないのであれば、事業場専属の産業医に係る産業医選任報告書は作成されないこととなる。

その他、人事課分室（総務事務センター）において、事業場専属の産業医に係る産業医選任報告書が作成されたことをうかがわせるに足りる事情はない。

したがって、実施機関において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 その他

審査請求人は、安衛法上の安全衛生管理体制としては、場所ごとに一体的に管理すべきものである等種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関において、本件対象文書を保有しているとは認められないことから、本件対象文書を不開示としたことは妥当である。

よって、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和4年7月1日	・実施機関からの諮問書を受理した。
令和4年7月26日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和4年9月22日 (第137回審査会)	・審査を行った。
令和4年10月28日 (第138回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
伊藤 健	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

(令和4年11月1日現在)